

第5章 実施計画書に対する意見及び見解等

第5章 実施計画書に対する意見及び見解等

5.1 実施計画書についての市民意見の概要及び事業者の見解

環境影響評価実施計画書について、市民から提出された意見及びそれに対する事業者見解は以下のとおりです。

5.1.1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

環境影響を受ける範囲であると認められる地域についての「意見の概要」及び「事業者見解」は以下のとおりです。

意見の概要	事業者見解
大気質の影響範囲について、700mと設定しているが、範囲が狭いのではないかと。 煙突の高さが59mの場合、影響範囲は2～3kmだと思うが、根拠はあるのか。	実施計画書では、施設稼働時の排出ガスに係る大気質の影響範囲として、現南工場における風向・風速の既存の測定値や、新南工場の煙突の高さ（59m）や排出ガス量の計画値などを諸元とし、大気拡散式（ブルーム式及びパフ式）に基づき排出ガスに係る簡易拡散予測を行いました。その結果、最大着地濃度出現距離が事業計画地から約700mと算出されたことから、事業計画地とその周辺の状況も勘案し、影響が想定される範囲を事業計画地を中心とする半径1,000mとしました。 準備書では、現地調査を実施して把握した詳細な気象観測データを諸元とし、より精度の高い予測を行っています。その結果、最大着地濃度出現距離は、年平均値では二酸化窒素で730m、1時間値では逆転層崩壊時で810mとなったことから、環境影響を受ける範囲であると認められる範囲を、事業計画地を中心とする半径1,000mのままとしています。

5.1.2 環境影響評価項目

環境影響評価項目についての「意見の概要」及び「事業者見解」は以下のとおりです。

意見の概要	事業者見解
大気質の環境影響評価項目である粉じん等について、「等」とは何を示しているのか。	粉じん等の定義は、技術指針において「粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質」とされています。 本環境影響評価では、建設機械の稼働、資材及び建設機械等の運搬に用いる車両の運行並びに廃棄物の搬出入に伴う降下ばいじん量を対象に、調査・予測及び評価を実施しました。
土壌汚染について、掘削作業による影響を想定しているのであれば、準備書ではなく、実施計画書で土壌汚染の調査内容を示すべきではないか。	土壌汚染対策法に基づく環境大臣の指定を受けた調査機関による地歴調査※を実施したところ、事業計画地の一部に土壌汚染のおそれがあることがわかっています。 準備書では、事業計画地の一部に土壌汚染があるものとみなした上で、工事計画を踏まえた予測、評価を実施しました。 ※ 地歴調査とは、資料調査や聞き取り調査などにより土地の使用履歴を把握することで、土壌汚染のおそれの有無を判定するものです。
環境影響評価項目として日照障害を選定しているが、電波障害を選定していないのはなぜか。	事業計画地周辺の地上デジタル波は、事業計画地から約7km南東にある絵下山の標高560mの位置に設置されている広島親局送信所から送られており、南工場の存在による電波障害の発生事例は、現況として把握していません。 建て替え後の南工場の建屋は、排ガス処理設備の高度化による機器数の増加等により、現南工場より大きくなりますが、電波の伝搬状況に大幅な変化が生じるものではないと考えられるため、電波障害は環境影響評価項目として選定していません。 なお、日照障害については、煙突位置の変更があった場合等による影響が想定されるため、環境影響評価項目として選定したものです。

5.1.3 調査、予測及び評価

調査、予測及び評価についての「意見の概要」及び「事業者見解」は以下のとおりです。

(1) 調査

意見の概要	事業者見解
大気質、騒音、振動、悪臭の現地調査地点が準工業地域に集中しているが、周辺の住居地域にある仁保小学校や桃山幼稚園などでも現地調査を行うべきではないか。	大気質及び悪臭の現地調査地点については、現南工場における風向・風速の既存の測定値や地域特性などを踏まえて実施しました。 また、騒音及び振動の現地調査地点については、事業計画地西側の敷地境界で行うとともに、生活環境への影響が最も大きくなると想定される直近の住居付近で実施しました。
解体工事による影響を想定して、粉じんやアスベストの現地調査を行うべきではないか。	解体工事による粉じんの影響を想定して、事業計画地の南端（隣接する刈崎公園との敷地境界）において、降下ばいじん量の現地調査を実施しました。 解体工事中のアスベストの影響については、大気汚染防止法に基づくアスベスト除去作業に係る基準等を遵守するとともに、事業計画地周辺でアスベストの飛散の有無を監視する計画としていることから、環境影響評価としての現地調査は実施していません。
大気質の降下ばいじんの現地調査地点は、なぜ1地点だけなのか。	工事に伴う粉じんの影響を想定して選定している降下ばいじんは、大気中を降下する比較的粒子径の大きい粒子状物質であり、大気中を漂う他の大気汚染物質よりも影響を及ぼすおそれのある範囲が狭いため、事業計画地の南端（隣接する刈崎公園との敷地境界）の1地点において、現地調査を実施しました。
地域の概況として、事業計画地周辺の一部の大気測定局では微小粒子状物質が環境基準を超過しているが、現地調査により現況を把握しないのはなぜか。	微小粒子状物質については、現地調査を行っても現状として予測手法が確立しておらず、その後の予測及び評価が行えないため、環境影響評価項目として選定していません。
騒音及び振動について、現状の施設周辺の問題点を明らかにするためには、南工場から西側に約200m離れた位置にある第一種住居地域で現地調査を行うべきではないか。	現南工場の稼働に伴う施設周辺での騒音及び振動の現地調査は、騒音及び振動による周辺の生活環境への影響を把握するため、事業計画地西側の敷地境界で行うとともに、生活環境への影響が最も大きくなると想定される直近の住居付近で実施しました。

意見の概要	事業者見解
騒音及び振動の現地調査は、平日と休日に各1回ずつ行うこととしているが、天候の状態や季節の特性などによる変動を考慮し、少なくとも各2回ずつ行うべきではないか。	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（環境省 平成27年10月）において、騒音の測定時期は、騒音レベルが1年のうちで平均的な状況を呈する日として、天候等が安定している秋季が望ましいとされています。 また、曜日は平日が望ましいとされとともに、騒音測定時の天候条件として、降雨、降雪、積雪時などは測定を行わないこととされています。 このため、現南工場の稼働時の騒音の現地調査は、降雨等のない秋季の平日に1回実施し、さらに、廃棄物運搬車両の増減を踏まえ、休日においても1回実施しました。 なお、振動についても、発生源が騒音とおおむね同じであることから同様としました。
施設からの悪臭の漏洩を想定するのであれば、施設のどこから悪臭が漏洩しやすいのかを把握するために、南工場の周囲を囲む配置に現地調査地点を選定すべきではないか。	現南工場の稼働に伴う施設周辺での悪臭の現況調査は、悪臭による周辺的生活環境への影響を把握するため、周辺の住居に最も近い事業計画地西側の敷地境界で実施するとともに、事業計画地南側に隣接する湊崎公園でも実施しました。
悪臭の現地調査は、調査地点の風向きが事業計画地から風下の時に調査を実施するのか。	現南工場の稼働に係る悪臭の現地調査地点は、排出ガスによる影響を把握するための地点（地点A1、A3、A4、A5）と、機械類の稼働による施設から近い範囲での影響を把握するための地点（地点A2、A6）を設定しています。 排出ガスに係る地点については、南西側に1地点を追加し、事業計画地を中心に四方に設定することで、事業計画地から風下となる地点の状況を把握できるようにしました。 また、機械類の稼働に係る地点については、地点A6（事業計画地北側（敷地境界））において、現地調査時の風向が事業計画地から風下の時に調査を実施しています。 なお、調査結果はいずれも臭気指数10未満となっていました。

(2) 予測

意見の概要	事業者見解
廃棄物運搬車両台数は約10台程度しか増加しないと想定しているのに、主要運行ルート沿道における大気質、騒音及び振動に係る理論計算に基づく予測を行う必要性があるのか。	廃棄物運搬車両の主要運行ルート沿道における大気質、騒音及び振動については、環境基準等との整合を評価するため、理論計算に基づく定量的な予測を実施しました。
景観について、既存工場の建替えなので、写真撮影による現況把握を行えば、全ての地点でフォトモンタージュ法による予測を行う必要性はないのではないか。 過大な予算執行とならないか。	建て替え後の南工場は、現南工場より建屋が大きくなるため、事業計画地周辺の主要な眺望点として選定した4地点で、フォトモンタージュ法による予測を実施しました。

5.1.4 その他

その他の「意見の概要」及び「事業者見解」は以下のとおりです。

意見の概要	事業者見解
周辺に住民が比較的少ない場所での新工場の建設を検討したか。 事業計画地の選定に当たっては、周辺住民への影響を少なくするという観点で検討するべきだと思う。	本市では、ごみの収集・運搬における適切なエリア分担とコスト削減の観点から集約化を図るため、4箇所の焼却工場のうち安佐北工場を平成30年度末で稼働停止し、令和元年度から3工場体制に移行しました。 現在、この3工場体制により、周辺地域の環境保全上の支障が生じることなく、市域で排出される可燃ごみを安定的に焼却していますが、将来にわたりこの3工場体制を持続的なものとするため、老朽化が進行している南工場を現在地で建て替えるものです。
地球温暖化対策に係る最先端技術について、国内技術だけではなく、世界レベルでの検討を行ったか。 設備が最先端なものか不明であり、緑化対策が不十分だと思う。	現在、導入する設備や緑化手法などの詳細は未定です。 御意見については、今後、検討を進める際の参考にさせていただきます。

5.2 実施計画書についての市長意見及び事業者の見解

環境影響評価実施計画書に対する市長意見及びそれに対する事業者見解は以下のとおりです。

(1) 前文

市長意見	事業者見解
本事業は、老朽化が進行している南工場について、令和10年度（2028年度）の稼働開始を目指して建替えを行うものである。 本事業の実施に際して、環境の保全についての適切な配慮が行われるよう、事業特性や地域特性に応じた環境影響評価を適切に実施し、その結果を環境保全措置等に適切に反映させるため、以下のとおり意見を述べる。	本事業の実施に際して、環境の保全について適切に配慮したものとなるよう、1(1)～(3)及び2(1)、(2)の意見に対し、以下のとおり留意して環境影響評価を実施し、環境保全措置等の検討を行いました。

(2) 全体的事項

市長意見	事業者見解
(1) 事業を進めるに当たっては、住民等に対し十分な説明を行うとともに、住民等の疑問や意見には誠意をもって対応すること。	本環境影響評価の実施に当たっては、広島市環境影響評価条例に基づき住民説明会を開催するとともに、事業の進捗や地元からの要望に応じて、十分な説明を行うよう努めます。また、住民の疑問、意見には誠意をもって対応します。
(2) 既存建物の解体工事の施工方法や有害物質の処理方法など、今後の事業計画の具体化に際して明らかになる事項については、準備書にわかりやすく記載すること。	事業計画について、解体工事（ダイオキシン類除去工事やアスベスト除去作業）、土壌汚染対策工事等の計画を「第2章 事業の目的及び内容」に記載しました。
(3) 準備書で使用する用語や表現は市民にわかりやすいものとなるよう努め、専門用語には用語の解説を記載すること。	準備書で使用する用語や表現は平易なものとなるよう留意し、さらに図表等を用いるなど、できる限りわかりやすい内容となるよう配慮しました。また、巻末には用語の解説を掲載しました。

(3) 個別事項

市長意見	事業者見解
(1) 振動 建設機械や破碎機の稼働に伴う振動の影響については、事業計画地が埋め立てにより整備された土地であることを踏まえた予測を行うこと。	工事中の建設機械の稼働及び供用時の施設の稼働（機械類の稼働）の影響については、事業計画地が埋立てにより整備された土地であることを踏まえ、未固結地盤に対応する係数を設定するなど、適切な予測となるよう配慮を行いました。
(2) 景観 事業計画地は広島市景観計画におけるリバーフロント地区に位置することから、外壁等の色彩を周辺環境と調和したものにする。また、煙突については、周辺からの見え方に十分配慮したデザインを検討すること。	工場建屋や煙突の色彩、意匠等の検討に当たっては、「広島市景観計画」におけるリバーフロント地区の形態意匠の基準を遵守し、「広島市景観形成ガイドライン」や「広島市景観色彩ガイドライン」等も参考に、高明度、低彩度色を基調とした周辺環境と調和したものとなるよう配慮します。 なお、景観の予測に当たっては、上記を踏まえたデザインを想定して予測を行い、その結果、主要な眺望地点からの景観に大きな変化を生じさせることはなく、また環境保全措置を行うことにより、環境への影響が実行可能な範囲でできる限り回避又は低減され、環境保全について適正な配慮が図られているものと評価しました。